

7 第 2 号陳情 東大和市のひきこもり相談窓口の複数体制を求める陳情

受 理 年 月 日 令和 7 年 5 月 1 6 日

陳 情 者

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

東大和市のひきこもり相談窓口の複数体制の実施を市議会から市に働きかけてください。

陳情理由

ひきこもり相談窓口の複数体制を求める要望に関しては、スペースと経費の問題から現行の一人体制を維持すると令和 6 年第 3 回定例会にて市から答弁がありました。

しかしながら、私たちは相談担当者が 1 名体制では、不在時に当事者や家族は窓口対応してもらえず、電話をかけても不在時には相談窓口がある庁舎から社会福祉協議会に転送され、とても相談しやすい環境とは言い難い状況と考えています。

また、厚生労働省は令和 7 年 1 月 3 1 日、ひきこもり状態の人やその家族に関わる支援者向けのハンドブック「寄り添うための羅針盤」を各自治体に通知しました。

その中で、(2) 支援者に求められる姿勢 支援にあたっての留意点その③に、1 人で抱え込まず、同じ職場の他の支援者や関係機関とともに、多角的に支援の過程を振り返ることが重要と記載されています。現状、東大和市の相談担当者は、窓口相談、メール相談、訪問相談など多様な相談支援に対して、一人で支援に当たり担当者の負担が大変大きいと危惧されます。

一方、近隣の市ではひきこもり相談支援に対して、私たち家族会で確認したところ、下記のと通りの複数体制や支援体制を整えております。

小平市では、社会福祉協議会の生活相談支援センターに 5 名の地域福祉コーディネーターが在籍し、兼業でひきこもり相談支援に当たっています。

同じく武蔵村山市でも、社会福祉協議会に 2 名の地域福祉コーディネーターが在籍し、兼業でひきこもり相談支援に当たっています。

東村山市においては、自立支援課の職員 1 名が専業でひきこもり相談支援を担当し、不在時は同課の職員から支援を受けられる体制になっています。

さらに、令和 6 年第 3 回定例会で、ひきこもり実態調査に基づいて、支援の周知と施策の強化を図り、相談窓口の周知を最優先とするとの市の答弁があり、今後ますます相談者が増える状況であり、複数体制は必須と考えます。よって、早急にひきこもり相談窓口の複数体制が実現できるよう市議会から市に働きかけてください。